

Title	会計学の地平：会計学の基本問題〔III〕(9)
Sub Title	The horizons of accounting
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2021
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.64, No.1 (2021. 4) ,p.1- 9
JaLC DOI	
Abstract	会計学の仕事の範囲について考える。会計学的な考え方をもって規定されるものとそうではないものの線引きについて考える。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20210400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会計学の地平

—— 会計学の基本問題〔Ⅲ〕(9) ——

友 岡 賛

<要 約>

会計学の仕事の範囲について考える。会計学的な考え方をもって規定されるものとそうではないものの線引きについて考える。

<キーワード>

オン・バランス, 会計主体論, 会計の対象, 株式配当, 自己株式, 実質優先の原則, 社債の借り換え, 社債発行差金, 退職給付, 低価法, 暖簾, 保守主義, リース, 連結会計主体論

「地平」とは、事物を考察する際の視界、すなわち考察に際してみることのできる範囲、あるいは思考のおよぶ範囲、といったものだろうが、本稿は会計ないし会計学の地平をもって劃定する。

これは、会計ないし会計学に対する期待ギャップの解消、といってもよい。期待ギャップは期待にできていない場合ばかりか、期待が誤っている（大き過ぎる）場合にも生ずるが、後者は例えば「会計は、単なるカネ勘定であってカネ儲け（経営）¹⁾ではない」といったようにされる場合の「単なる」に含意される。ただし、例えば監査に対するこの手の期待ギャップ、すなわち「利害関係者は、企業と監査人との継続的關係から、監査人は企業の実際に精通していることが当然であるとし、監査人は単に「財務諸表の監査人」²⁾であるにとどまらず、「企業の監査人」という社会的イメージを形成し³⁾」てしまうことによる期待ギャップの場合については、監査人は「単に

<引用について>

原文における（ ）書きや太文字表記や圏点やルビの類いは、原則として、これを省略した。したがって、引用文におけるこの類いのものは、特に断りがない限り、筆者（友岡）による。

また、引用に際して、旧字体は、原則として、これを新字体に改め、促音や拗音の類いが小文字表記されていない場合は小文字表記に改め、漢数字は多くの場合、算用数字に改めるなどの加筆を施している。

1) 友岡賛『なぜ「会計」本が売れているのか?』2007年、50頁（（ ）書きは原文）。

2) 森實「社会的期待とゴーイング・コンサーン監査」『會計』第136巻第3号、1989年、4頁。

3) 経済紙においてさえ、次のような記述がみられる。「……の倒産では、外部監査人が財務報告に「適正」^メ

「財務諸表の監査人」である」ということ、すなわち、監査はこれが単なる会計の適切性のチェックであって経営の適切性のチェックではない、ということを知った世間が監査の役立ちの少なさに驚き、会計プロフェッションの存在意義の小ささに驚き、これを知った会計プロフェッションが慌てて継続企業監査を導入するに至った、といった穿った見方があるが、会計ないし会計学についても、その地平が劃定されることによって「単なる」であることが知られ、世間がその役立ちの少なさに驚くこととなるかもしれない。

地平の内^{うちそと}外

説というものについて思量する。「説」とは、考え方、のことであって、いずれの学問領域にも、[〇〇説 vs. □□説] などといった論がみられよう。

会計学の対象は会計という行為であって、会計という行為の対象は企業における経済事象・経済状態だが、「会計は事業の言語である」とよくいわれ、こうした理解によれば、会計は企業における経済事象・経済状態を表現して人に伝える行為として捉えられ、その場合、会計において表現されたものは財務諸表にまとめられる、ということになる。また、こうした会計における表現は「写像」という概念でも捉えられ、すなわち、「会計は写像である」ともよくいわれ、写像とは、対象物を写し取って描き出すこと、だから、会計についていえば、企業における経済事象・経済状態を写し取って描き出すこと、であって、写し取って描き出されたもの、すなわち写体は財務諸表に描き出される⁵⁾。

「表現」するためには、あるいは「写像」するためには対象について考え、知らなければならない。適切な「表現」方法を選択するためには、あるいは、適切な「写像」方法を選択するためには、といった方がよいかもしれない。例えばデリバティブの会計でも、リースの会計でも、何でもよいが、「表現」ないし「写像」の対象であるデリバティブ、あるいはリースについて考え、知り、そして適切な方法について考える、という営為が会計学であり、そうした「考え」についてときに種々の「考え方」があり、すなわち〇〇説や□□説といった種々の「説」がある。「表現」ないし「写像」の方法、すなわち会計の方法における説は、むしろ、会計学の地平の内にあるが、対象についての説はどうだろうか。

会計の前提

会計の前提は会計学が考えるのか。

会計の前提にかかわる論の一つに会計主体論⁶⁾があり、そこには資本主説、代理人説、企業主体

4) との意見を出し続け、投資家に経営状況への警鐘を発さなかった」(『日本経済新聞』第47614号、2018年、朝刊18面)。

4) ただし、これは企業破綻の際のディーブ・ポケット・シンドロームに困却した会計プロフェッションの啓蒙活動による、といった穿った見方がある。

5) 下記のものも参照。

友岡賛『会計学原理』2012年、92～93頁。

友岡賛『会計学の基本問題』2016年、64～68頁。

説、企業体説などといった種々の説がある。この会計主体論は、畢竟するに、企業とは何か、という論である。

前述のように、会計の対象は企業における経済事象・経済状態である。したがって、企業というものをどうみるか、という問題、すなわち企業観の問題は会計の前提の問題である。この企業観の問題は種々の学問領域において論じられるが、これを会計学において扱う場合、これを論ずることを「会計主体論」といい、また、この会計主体論は、会計において行われる種々の判断の最終的なよりどころ、について云々することとして捉えられる。別言すれば、会計はどのような観点から行われるのか、ということであって、これは、会計の目的をどうみるか、という会計の目的観の問題に直結する。

如上の会計主体論には、前述のように、種々の説があるが、それらは会計学の地平の内にあるのか。

企業は資本主のものである、とする説、あるいは、経営者は資本主の代理人である、とする説、あるいは、企業は誰のものでもない、とする説、あるいは、企業は種々の利害関係者のものである、とする説の類いはおよそ会計学をもってもたらされるものではなく、すなわち会計学的な考え方の所産ではなく、会計学上の説には非ず、といえようし、また、資本主説、代理人説、企業主体説、企業体説等々のいずれを採るべきか、という論も会計学の地平の内にはない。

会計学が担う論は、〇〇説が採られた場合の会計はどうなるか、ということであって、例えば企業主体説が採られた場合には自己資本と他人資本が同様に扱われる、あるいは、企業主体説が採られた場合には配当も費用として捉えられる、あるいは、企業体説が採られた場合には支払利息や給与も利益の分配として捉えられる、といったことが会計学をもって示されることとなる。

連結会計主体論

連結会計の場合はどうだろうか。連結会計にも「連結会計主体論」と称される論があるが、これは叙上のような会計主体論と同様のものだろうか。

連結会計主体論には資本主説、実体説、親会社説、親会社拡張説があり、また、[親会社説 vs. 経済的単一体説] という議論がある。

資本主説は前項に述べられた会計主体論における資本主説を連結会計へ適用したものとされ、実体説はこれも会計主体論における企業主体説を連結会計へ適用したものとされ、他方、親会社説と親会社拡張説は、会計主体論とは関係なく、連結会計の実践をもって説明し、正当化するために展開されたものとされ、ただし、連結会計の実践の支柱は親会社説であり、これと vs. の関係あるものとして位置付けられるものが実体説とされる。親会社説は、連結財務諸表は親会社が親会社の株主のために作成する、とする一方、実体説は、連結財務諸表は「支配株主のみならず、少数株主をも含めた企業集団自体のために」⁷⁾作成される、⁸⁾とするとされる。

6) 下記のものも参照。

友岡賛「会計主体論の存在意義——会計学の基本問題〔Ⅲ〕(6)」『三田商学研究』第63巻第3号、2020年。

他方、[親会社説 vs. 経済的単一体説]については「親会社説のもとでは、連結財務諸表は親会社の株主のために作成されるものとして位置づけられ、したがって会計上の判断も親会社の株主の観点から行われ……これに対し経済的単一体説は、連結財務諸表が支配株主たる親会社と非支配株主の両方を含めた企業集団の利害関係者のために作成されると解釈し、会計上の判断も企業集団全体の出資者の観点から行う」とされる。⁹⁾

けだし、実体説と経済的単一体説は同様のようでありながら、ただし、「企業集団自体のために」はこれが企業主体説を想起させるのに対し、「企業集団全体の出資者の観点」は企業体説をもって想起させる。また、会計主体論はこれが、企業とは何か、という企業観の論であるのに対し、連結会計主体論は果たして、企業集団とは何か、という企業集団観の論といえようか。前述のように、会計の対象は企業における経済事象・経済状態であり、したがって、企業観の論は会計の対象について知るための論といえようが、連結会計主体論は、けだし、そうではない。連結会計主体論は、対象について知るための企業集団観の論ではなく、連結会計の目的の論であり、したがって、前述のように、会計主体論はこれが会計学の地平の内にはない一方、連結会計主体論はこの地平の内にあるといえようか。

種々の [〇〇説 vs. □□説]

かつての定番テキスト『財務会計論』は [〇〇説 vs. □□説] の類いにもかなり言及していることを特長の一つとしているが、まずは同書を手掛かりに種々の論点における種々の説をもって俎上に載せてみるに、例えば株式配当については株式分割説と利益配当説があり、自己株式については資産説と資本減少説があり、社債発行差金については前払利息説と評価勘定説があり、社債の借り換えについては特別損失説と繰延経理説がある。¹⁰⁾

株式配当については株式分割説と利益配当説があり、未処分利益の資本金への振り替えを意味する株式配当は、したがって、株主の持ち分には変動がないため、株式分割と同じ、とする株式分割説はこれが会計学における多数説とされ、他方、かつての商法にあっては株式分割説とともに利益配当説があり、これは、まずは現金による配当がなされ、その現金による払い込みを受けて株式が発行された、と考えるものであり、こうした [会計学 vs. 商法 (学)] ないし [(会計理論の代表としての) 企業会計原則 vs. 商法 (会計)] の議論はかつて繁くみられたが、「商法会計」と称される会計は会計学の地平の内にあるのか。

自己株式については資産説と資本減少説があり、かつては商法は資産説、会計学における多数説は資本減少説とされていたが、かつての商法は自己株式の取得を厳しく制限していたがゆえの

7) 武田隆二『連結財務諸表』1977年、77頁。

8) 同上、65～77頁。

9) 桜井久勝『財務会計講義 (第19版)』2018年、329頁。

10) 飯野利夫『財務会計論 (3訂版)』1993年、4-22～4-24、8-12、9-17～9-19頁。

山下正喜「有価証券の原価集合」武田隆二 (編)『財務会計の論点』1981年、74～75頁。

井上良二「繰延資産の原価集合」武田隆二 (編)『財務会計の論点』1981年、89～90頁。

千葉準一「資本金論」武田隆二 (編)『財務会計の論点』1981年、190～191、194～195、202～203頁。

資産説であって、他方の資本減少説はこれが会計学的な捉え方によるものといえるだろうか。

社債発行差金については前払利息説と評価勘定説があり、前払利息説は企業会計原則によって採られ、かつて社債発行差金が繰延資産とされていたのは前払利息説によっていたが、この説を批判する評価勘定説については、負債の計上は、資産の場合と同様、その取引額をもって行われるべき、とする論拠が「会計理論の上からは……とくに重要である」¹¹⁾とされる。会計処理について述べる評価勘定説は会計学の地平の内にある一方、社債発行差金というものの性格について云々する前払利息説はこの地平の外にあるともいえようが、利息という費用の期間配分といった観点に鑑みれば、これも内にあるともいえようか。また、前払利息と捉えたものをもって繰延資産とするのか、あるいは前払費用とするのか、という論については言を俟たない。

社債の借り換えについては特別損失説と繰延経理説があり、償還期限前に行われた借り換えの場合、旧社債の発行コストの未償却残高を借り換え時にすべて償却すべき、とする特別損失説がある一方、社債の借り換えは新社債の方が資金調達コストが小さくなるからこそ行われるため、旧社債にかかわる未償却残高も新社債のコストと捉える繰延経理説がある。前者の根拠は保守主義以外にはないとされ、旧社債の償還期間の残余にわたって償却する繰延経理説が妥当とされているが、保守主義の原則が会計の原則の一つとして存する以上、前者は会計学の地平の内であり、資金調達コストという費用の期間配分を意図する後者はこれもこの地平の内にある。

オン・バランスと諸説

リースについては「リース取引の本質を会計的にどう捉えるべきか」¹²⁾について割賦購入説、財産使用権取得説、および未履行契約取引説があるとされ、割賦購入説は、ただし、該資産の所有権の実質的な移転をもってオン・バランスの要件とし、所有権の移転はこれをオン・バランスの要件とはしない財産使用権取得説は、ただし、リース契約の開始時、該契約が完全未履行契約である状況における使用権の取得の説明が課題とされ、未履行契約取引説は、要するに、未履行契約であっても、会計情報の有用性を高めるためにオン・バランス、という主張にほかならないが、¹³⁾これらは果たして「リース取引の本質を会計的にどう捉えるべきか」の論なのだろうか。

割賦購入説と財産使用権取得説については「既存の企業行動や会計実務との類似性（整合性）を論拠とする」¹⁴⁾ともされているが、例えば、割賦購入との類似性に鑑み、割賦購入の処理との整合性を得るためにオン・バランスする、ということか。オン・バランスするために類似性を探している、ということはないのか。あるいはまた、類似は、類似であって、同一ではないが、実質優先の原則によって同一視されるのか。実質的には同一、とされるのか。他方、「会計的に……捉える」とはどういうことか。例えば、割賦購入との類似性に鑑みる、ということはこの会計学的な捉え方なのか。

11) 飯野『財務会計論（3訂版）』8-12頁。

12) 藤井秀樹『入門財務会計（第3版）』2019年、246頁。

13) 同上、246～247頁。

14) 同上、246～247頁（（ ）書きは原文）。

オフ・バランス項目のオン・バランスといえ、退職給付もその例に挙げられようが、「退職給付会計」と称される制度の行き方は、退職一時金のみについて退職給与引当金を設ける、というかつての行き方とは違い、「退職給付の本質を「賃金の後払い」とみる賃金後払説の立場から退職一時金と退職年金を同質の支出とみなし¹⁵⁾退職年金のオン・バランスを行うものであり、これは実質優先の原則に依拠するものとされる。¹⁶⁾

退職給付の捉え方については賃金の後払い説、功勞報酬説、退職後の生活保障説等が挙げられようが、賃金の後払い説の採用と実質優先の原則と「同質の支出とみなす」ことはどのような関係にあるのか。実質優先の原則と「同質の支出とみなす」こととの関係は、実質は「同質」だから、ということだろうが、賃金の後払い説以外の説が採られた場合はどうなるのだろうか。また、賃金の後払い説の選択は会計学の地平の内にあるのだろうか。

そもそも実質優先の原則とは何か。この原則の採用は会計学の地平の内にあるのか。この原則は、畢竟するに、実質をこそオン・バランスすべき、ということだろうが、実質を見極めるのは誰の仕事か。この仕事は会計学の地平の内にあるのか。

実質優先の原則といえ、前出の連結会計もこの原則をもって説かれ、連結の範囲の決定における支配力基準もこの原則をもって説かれ¹⁷⁾、あるいはまた、発生主義についても「実質に着目して、発生主義によって収益費用を計算するという原則¹⁸⁾」としてこの原則をもって説く向きもある¹⁹⁾が、近代会計、現行の会計はこれが一般に「発生主義会計」と称されることに鑑みれば、この原則は現行会計の根幹にあるのか。

会計の方法についての諸説

以上において俎上に載せた諸説はまずは会計の対象についての説だったが、むろん、会計の方法についても諸説があり、この諸説は二つに大別できようか。

一つは、先述のように、会計の対象についての説に規定される会計の方法についての説であり、これは「対象の捉え方 → 方法の選択」という関係であって、例えば会計の対象について〇〇説が採られた場合の会計処理はA法、会計の対象について□□説が採られた場合の会計処理はB法といった関係にあるものであり、他方、いま一つは、対象の捉え方は同様ながらも存在する複数の方法、という諸説であり、例えば暖簾の処理については非償却説、要償却説、再評価説、利益比例償却説等がある。²⁰⁾

15) 同上, 254頁。

16) 同上, 253~254頁。

17) 友岡賛『会計学はこう考える』2009年, 217~220頁。

18) 大日方隆「発生・実現・対応」斎藤静樹、徳芳芳弘(責任編集)『体系現代会計学[第1巻] 企業会計の基礎概念』2011年, 250頁。

19) 同上, 250頁。

20) 飯野『財務会計論(3訂版)』6-18頁。

山内暁『暖簾の会計』2010年, 326~330頁。

非償却説は、暖簾は減価するものの、減価は自己創設暖簾が生ずることによって補填され、また、自己創設暖簾をもたらす支出はこれが費用とされているため、償却費の計上は費用の二重計上を結果する、といった論拠をもって暖簾は償却すべきではない、とする説である。

要償却説については、暖簾を償却しないということは自己創設暖簾を資産として認識することを意味してしまう、ということがその論拠の一つとされているが、ただし、これは自己創設暖簾の認識を認めない制度を前提とし、この制度との不整合を説くものであり、他方、暖簾は減価するものの、減価は自己創設暖簾が生ずることによって補填され、全体として維持されてゆく暖簾は取替資産に類似しており、したがって、取替費を費用計上する取替法の処理が適当ともいえようが、しかし、暖簾の場合、取替費を特定することは困難であるため、償却を行うことが適当、とする要償却説がある。

再評価説は、決算時等に暖簾を再評価し、評価額が帳簿価格より低い場合にはその差額を減価として認識すべき、とするものであり、かつては「現実的ではない²¹⁾」とされていたが、近年は「減損会計」の名の下に行われている。

利益比例償却説は、該期間の利益額に比例した額の償却を行う、ということを企図しているが、しかし、暖簾の価値と利益の額の間には正の相関関係があるため、この行き方は合理性を欠き、これは利益における償却費の負担に鑑みたものとされる。

以上の諸説は、それぞれの問題点の指摘はさて置き、いずれも会計学の地平の内にあるといえようか。

会計の方法についての諸説（続）

前項は「会計の方法についての諸説」と題されたものの、より正確には「会計の方法の選択についての諸説」だったが、他方、本項は「会計の方法の解釈についての諸説」とされるべきか。

これはすなわち、或る会計処理方法の意義をどのように解するか、という論における諸説ということであって、例えば低価法についてはこの方法を原価基準の例外とする説、投下資本をその回収可能性によって評価するものと捉えられる低価法は原価基準の具体的適用の一つとする説、および資産の価値をその残留有用性によって評価するものと捉えられる低価法は原価基準の具体的適用の一つとする説があるとされ、原価基準の例外とする場合のその根拠は保守主義にこそ求められ、この場合は取得原価額、正味実現可能価額、および再調達原価額の比較が行われるとされ、投下資本をその回収可能性によって評価するものと捉えられる低価法の場合は取得原価額と正味実現可能価額の比較が行われるとされ、資産の価値をその残留有用性によって評価するものと捉えられる低価法の場合は取得原価額と再調達原価額の比較が行われるとされる²²⁾。

しかしながら、これは低価法という方法の解釈について3通りの説があるというべきか、はたまた、取得原価額、正味実現可能価額、および再調達原価額を較べて最も低い価額を採る方法、取得原価額と正味実現可能価額を較べて低い方の額を採る方法、ならびに取得原価額と再調達原

21) 飯野『財務会計論（3訂版）』6-18頁。

22) 同上、3-21～3-22頁。

価額を較べて低い方の額を採る方法、という三つの別々の方法があるというべきか。

けだし、如上の選択は、「低価法」という統一的な名称の下、「原価と時価とを比較して、どちらから低い価額によって資産を評価する方法」²³⁾などと定義される(複数の)方法はこれに通底する重要な何かがあるかどうか、という点に懸かっている。低価法が用いられた場合、「企業の財政状態および経営成績は控目に報告されることとなる」²⁴⁾とされる「控目」はこれが通底する重要事であるのであれば、いずれにしても、まずは保守主義ありき、ということなのか。

会計学の地平

会計学の地平を考えることは会計ないし会計学の拘りどころ²⁵⁾を考えることでもある。

ここに拘りどころとは、捨てることのできないもの、捨ててはならないもの、ということであって、例えば貨幣数値、あるいは複式簿記、あるいは「取引」概念などといったものが挙げられよう。これらが会計の特長であるかどうかはさて置き、これらを会計の要件とすべきかどうかもさて置き、これらが会計の特徴であることは確かだろうが、他方、会計の要件とされる場合のこれらは地平劃定の要素となり、また、会計行為の制約条件ともなる。

この場合、貨幣数値をもって測定されえないもの、あるいは複式簿記をもって記録されえないもの、あるいは「取引」概念に該当しないものは会計の埒外に置かれ、しかし、オフ・バランスはこれを欠陥とみる向きはときに、要件はこれを外すことなく、解釈を変え、「取引」概念の拡大等をもって姑息に迂棲を合わそうとする²⁶⁾。

拘りどころを捨てることによって失うものと得るもの、拘り続けることによって保たれるものと得られないもの、これらについて思量することが肝要だろう。

例えば貸借対照表の貸方について飽くまでも2分割に拘り、無理矢理にでも、あらゆる貸方項目をいずれかに収めることによって保たれるものと得られないもの、2分割を捨てることによって失うものと得るもの、こうしたものについて思量することが肝要だろうし、こうしたことこそが会計学という営為の根幹だろう。

あるいはまた、複式簿記のシステムは中世より用い続けられてきており、「いかに現実のいわゆる会計業務がコンピューターゼイションされようとも、そこでもちいられているシステムの仕組みそれ自体は、たとえば手にペンをもっておこなわれる帳簿つけにおけるそれと同一の仕組み²⁷⁾であって」、従前のOAの発展はPCをもってペンに代えただけのことだったといえようが、翻って今後のAIとやらの進化・発展は依然としてこのシステムを必要とするのか、はたまた、このシステムを捨てることとなるのか。これについて考えることは会計学の仕事ではないかもしれないが、拘るべき、捨てるべきとの信念をもって主張することは会計学者の仕事だろう。

23) 同上、3-19頁。

24) 同上、3-19頁。

25) 友岡賛『会計と会計学のレーズン・デートル』2018年、第1部。

26) 友岡賛『会計学の考え方』2018年、第6章。

27) 友岡賛『会計の時代だ——会計と会計士との歴史』2006年、200頁。

しかしながら、他方、叙上のように、姑息にでも辻褃を合わせることに意義は認められよう。学問という営為は、畢竟するに、辻褃を合わせることであるからである。

文 献

- 千葉準一「資本金論」武田隆二（編）『財務会計の論点』同文館出版、1981年。
藤井秀樹『入門財務会計（第3版）』中央経済社、2019年。
飯野利夫『財務会計論（3訂版）』同文館出版、1993年。
井上良二「繰延資産の原価集計」武田隆二（編）『財務会計の論点』同文館出版、1981年。
森實「社会的期待とゴーイング・コンサーン監査」『會計』第136巻第3号、1989年。
大日方隆「発生・実現・対応」斎藤静樹、徳賀芳弘（責任編集）『体系現代会計学〔第1巻〕 企業会計の基礎概念』中央経済社、2011年。
桜井久勝『財務会計講義（第19版）』中央経済社、2018年。
武田隆二『連結財務諸表』国元書房、1977年。
友岡賛『会計の時代だ——会計と会計士の歴史』ちくま新書、2006年。
友岡賛『なぜ「会計」本が売れているのか？』税務経理協会、2007年。
友岡賛『会計学はこう考える』ちくま新書、2009年。
友岡賛『会計学原理』税務経理協会、2012年。
友岡賛『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会、2016年。
友岡賛『会計と会計学のレーゾン・デートル』慶應義塾大学出版会、2018年。
友岡賛『会計学の考え方』泉文堂、2018年。
友岡賛「会計と会計学のレーゾン・デートル」『企業会計』第71巻第1号、2019年。
友岡賛「代理理論の会計史——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（1）」『三田商学研究』第62巻第4号、2019年。
友岡賛「管理会計と財務会計——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（2）」『三田商学研究』第62巻第5号、2019年。
友岡賛「『取得原価主義会計論』の稀有性——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（3）」『三田商学研究』第62巻第6号、2020年。
友岡賛「会計責任と監査——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（4）」『三田商学研究』第63巻第1号、2020年。
友岡賛「意思決定有用性アプローチと会計理論——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（5）」『三田商学研究』第63巻第2号、2020年。
友岡賛「会計主体論の存在意義——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（6）」『三田商学研究』第63巻第3号、2020年。
友岡賛「無形資産会計論の存在意義——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（7）」『三田商学研究』第63巻第5号、2020年。
友岡賛「会計の終焉と会計学者の責任——会計学の基本問題〔Ⅲ〕（8）」『三田商学研究』第63巻第6号、2021年。
山下正喜「有価証券の原価集計」武田隆二（編）『財務会計の論点』同文館出版、1981年。
山内暁『暖簾の会計』中央経済社、2010年。

2019年8月17日成稿